

所得税の寄付金控除について

個人が、国や地方公共団体又は法人等に寄付をした場合は、一定の条件のもとに所得控除が認められています。

1 寄付の内容

- ① 国又は地方公共団体に対する寄付金
- ② 公益法人等に対する寄付金
- ③ 特定公益増進法人に対する寄付金
- ④ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ⑤ 認定NPO法人に対する寄付金
- ⑥ 政治活動に関する寄付金

2 桜井充後援会等に関する寄付金の取り扱い

- ・ 桜井充後援会等に対する寄付金は、上記⑥の政治活動に関する寄付金に該当します。
- ・ 寄付金控除を受けるには、選挙管理委員会の確認印のある「寄付金控除のための書類」を添付して確定申告をすることになります。その場合には、選挙管理委員会から「寄付金控除のための書類」の交付を受けなければなりませんので、確定申告のため「寄付金控除のための書類」の交付を受けたい旨、**寄付した年の12月25日**までにご連絡くださいますようお願いいたします。（後援会費では申告はできません。個人寄付への変更処理をさせていただきます。）
- ・ 選挙管理委員会の確認印のある「寄付金控除のための書類」の交付を受けるには、桜井充後援会等の決算書に「寄付者の住所・氏名・職業・寄付の金額・寄付した年月日」を明記して宮城県選挙管理委員会に提出することになります。決算書は翌年3月末日までに提出することになっており、約6ヶ月後に県の選挙管理委員会において公表されます。
- ・ 「寄付金控除のための書類」の交付は、3月下旬ごろになりますので、確定申告には後日お送りいたします領収書を提出頂き、「寄付金控除のための書類」はその後に提出可能な取扱いになっております。
- ・ 確定申告の詳細につきましては、最寄りの税務署にお尋ねください。

※ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

お問合せ先	参議院議員桜井充事務所 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目 1-30 南町通遊楽館ビル 2階 TEL : 022-723-4077 FAX : 022-723-4088 E-mail : mitsuru@dr-sakurai.jp URL : http://www.dr-sakurai.jp
-------	--